

福井市小規模修繕業務契約資格審査申請要領

令和7年度及び令和8年度において、福井市が発注する小規模修繕業務（1に定める業種の修繕等であって、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであり、予定価格が50万円以下のものをいう。）の受注を希望する者は、次により書類を提出してください。

1 対象者

小規模市内業者…次の業種の修繕等を自ら施工する事業者であって、法人の場合にあつては登記事項証明書上の本店が、個人の場合にあつては営業の拠点が、**福井市内にある者**をいいます。

業種：大工、左官、屋根板金、電気、塗装、防水、内装、造園、建具

2 申請要件

小規模市内業者とし、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査申請書を提出できません。

なお、小規模修繕業務契約資格審査の申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した者又は資格の認定後に次の各号のいずれかに該当することとなった者については、当該者に係る資格を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者）
- (2) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者（暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）
- (3) 福井市長の政治倫理に関する条例（平成17年福井市条例第21号）第21条及び福井市長の政治倫理に関する条例施行規則（平成17年福井市規則第83号）第23条の規定に該当する者【①市長、その配偶者若しくは市長の2親等以内の親族が役員をしている法人であつて営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）②市長が資本金、基本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している法人であつて営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）③市長が顧問料等名目を問わず報酬を受領している法人であつて営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）④市長がその経営方針に関与している法人であつて営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）】
- (4) 福井市議会議員政治倫理条例（平成14年福井市条例第21号）第4条の規定に該当する者【①議員、その配偶者、議員の2親等以内の親族若しくは議員の同居の親族が役員をしている企業等②議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業等③議員がその経営方針に関与している企業等④議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等】
- (5) 既に市の入札参加資格者名簿（建設工事、建設コンサルタント業務等、一般業務、物品等）に登録されている者
- (6) 納期限の到来している税を完納していない者

3 資格の有効期間

資格の有効期間は、**申請受理日から令和9年3月31日まで**とします。

4 申請期間

随時受付とします。ただし、福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第48号）第1条第1項に規定する休日を除きます。

5 申請書の提出方法及び提出先

＜提出方法＞ 電子申請、郵送又は持参

＜申請先（電子）＞

電子申請・施設予約システム「ふく e-ねっと」(<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/>)

※電子証明書やソフトのインストールは必要ありません。

※受領確認、審査完了の連絡等は電子メールとなります。必ずご確認ください。

ふく e-ねっとの操作方法に関すること

ヘルプデスク TEL : (0120) 470-570 9~17時（土日祝日年末年始除く。）

＜提出先（郵送または持参）＞

〒910-8511 福井県福井市大手3丁目10番1号 福井市財政部契約課 物品契約係

※郵送に際し、受領書の送付、不足書類の請求等のため、返信用封筒（送付先を記入し、切手を貼付けたもの）1枚を必ず同封してください。なお、送料不足が生じた場合は申請者負担としますのでご了承ください。

※提出書類の内容について質問する場合がありますので、必ずその内容を説明できる方が書類を持参してください。

6 登録できる業種

コード	業 種	修 繕 業 務 内 容
1	大 工	大工
2	左 官	モルタル、ブロック、れんが、タイル、石積
3	屋根板金	屋根、板金、雨樋、外壁
4	電 気	電気配線、電気設備
5	塗 装	塗装
6	防 水	アスファルト、モルタル、シーリング
7	内 装	壁紙、畳、床、カーペット、クロス、間仕切り
8	造 園	植栽、門、柵、塀、ネット、フェンス、遊具、錠鍵
9	建 具	建具、サッシ、シャッター、木製家具、襖、硝子、障子、網戸

次の業種の登録については、対象外とします。

舗装、交通安全施設、土木工事、機械器具修理、電気製品修理及び上下水道・ガス設備

7 提出書類の種別

次のとおり添付書類を提出してください。

＜電子申請の場合＞

書類は、ファイル名に次の表の「番号及び書類名」を明記して、ZIPファイルにまとめて添付してください。

※1ファイルあたりのデータ容量は10MBまで、添付ファイル全体で20MBまで添付できます。

＜郵送または持参の場合＞

提出書類は、A4サイズ各1部とします。次の表の順番にそろえて、1枚のクリアファイル（透明）にまとめて入れて提出してください。1冊のファイル等に差し込んだり、綴じないでください。

番号	提出書類	摘 要	備考
0	受領書・チェックリスト	・各提出書類について申請者確認欄にチェックし、申請書と一緒に提出してください。	郵送または持参の場合のみ提出
1	小規模修繕業務契約資格審査申請書（様式第1号）	法人 ・申請者欄は、必ず本店（社）の代表者名で申請 個人 ・営業の拠点の所在地で申請 ただし、営業の拠点の所在地が、住民票の住所と異なる場合は、営業の拠点の所在地が確認できるもの（例：電話料・公共料金等の	

		請求書等のコピー)を添付	
		・<修繕希望業種>の欄には、登録を希望する業種及びコード、対応可能な修繕業務内容(上記「6 登録できる業種」一覧 参照)を具体的に記入 ・希望業種について取得している資格等がある場合は、資格の種類・名称等を記入し、それを証明する書類の写し(※A4サイズにコピー)を添付	
		・<使用印鑑届>の欄には、見積書、請求書等に使用する印鑑を押印 ただし、個人の代表者は氏名(名字のみでもよい)が入っている印鑑を押印	
2	営業実績書 (様式第2号)	・希望業種での過去2年間程度の主な修繕業務実績を、できるだけ具体的に記入 ・官公庁との契約実績を中心に記入し、官公庁との実績が無い場合はそれ以外の実績を記入 ・事業内容や実績等が記載されたチラシ又はパンフレット等があれば、併せて添付	
3	<法人> 登記事項証明書 <個人> 身分(身元)証明書	・申請書受理日以前3か月以内に発行されたもの(コピー可) 法人 法務局が発行する現在事項全部証明書(履歴事項全部証明書でも可) 個人 本籍地の市町村長が発行する身分(身元)証明書	
4	納税証明書 (国税)	・申請書受理日以前3か月以内に発行されたもの(コピー可) 法人 税務署発行の<様式その3の3>又は<様式その3>(法人税及び消費税及地方消費税の記載のあるもの) 法人税及び消費税等についての未納の税額がないことの証明 個人 税務署発行の<様式その3の2> 所得税及び消費税等についての未納の税額がないことの証明	
	納税証明書 (福井市税)	・申請書受理日以前3か月以内に発行されたもの(コピー可) ・課税されている全税目(市民税、固定資産税等)が記載されている納税証明書 法人 ・直近2年分(令和7年度及び令和6年度分)の納税証明書(課税されている全税目で法人市民税の記載のあるもの)。なお、決算期の都合上、法人市民税の令和7年度の証明を受けられない場合は、令和6年度分及び令和5年度分を提出 個人 ・直近2年分(令和7年度及び令和6年度分)を提出。なお、令和7年度分の証明を受けられない場合は、令和6年度及び令和5年度分を提出	

8 各提出書類の留意事項

[0] 受領書・チェックリスト

申請者名を記入し、提出書類について申請者確認欄にチェックして提出ください。
審査後に受付印を押印して、受領書としてお返しします。

[1] 小規模修繕業務契約資格審査申請書(様式第1号)

(1) 申請者

必ず本店(社)の所在地、商号及び代表者職氏名を記入してください。

- ・**法人**の場合は、登記事項証明書に表記のとおり記入してください。

※営業の拠点の所在地が登記事項証明書の所在地と異なる場合は、営業の拠点の所在地が確認できるもの(例：電話料金・公共料金等の請求書等のコピー)を添付してください。

- ・**個人**の場合は、営業の拠点の所在地を記入してください。

※営業の拠点の所在地が、住民票の住所と異なる場合は、営業の拠点が確認できるもの(例：電話料金・公共料金等の請求書等のコピー)を添付してください。

(2) 修繕希望業種

修繕希望業種の欄には、2 ページ目の「6 登録できる業種」一覧の中から登録を希望する「業種」及び「コード」を選択して記入し、「対応可能な修繕業務内容」欄にできるだけ

具体的に記入してください（「6 登録できる業種」一覧の「修繕業務内容」参照）。

また、希望業種について取得している資格等がある場合は、資格の種類・名称等を記入し、それを証明する書類の写しをA4判にて提出してください。

〔3〕使用印鑑届

見積書、契約書等における使用印鑑を押印してください。

・**法人**の場合は、次の①・②いずれかの印鑑を使用してください。

①会社名及び役職名が表示されていること。

②会社名及び代表者氏名が表示されていること（※氏名は姓のみの表示でも可）。

・**個人**の場合は、代表者氏名（姓のみでも可）が表示されている印鑑を使用してください。

〔2〕営業実績書（様式第2号）

希望業種での過去2年間程度の修繕業務実績について、官公庁との契約実績を中心に記入してください。こちらの書類については、福井市が小規模修繕業務を発注する際の参考とさせていただきます。官公庁以外の実績でも結構ですので、できるだけ多く記入してください（※特に「修繕業務内容」の欄は、できるだけ具体的に記入してください）。また、事業内容や実績等が記載されたチラシ又はパンフレット等がありましたら、併せて添付してください。

〔3〕登記事項証明書（法人）・身分（身元）証明書（個人）

申請書受理日以前3か月以内に発行されたもの（コピー可）を提出してください。

法人：法務局が発行する現在事項全部証明書（履歴事項全部証明書でも可）

個人：本籍地の市町村長が発行する身分（身元）証明書

〔4〕納税証明書

<国税>

申請書受理日以前3か月以内に、各税務署で発行されたもの（コピー可）を提出してください。

各税務署発行の国税通則法施行規則別紙第9号書式の納税証明書（電子納税証明書可）を提出してください。

法人：「法人税」及び「消費税等」についての未納の税額がないことの証明「その3の3」
又は「その3（法人税及び消費税及地方消費税の記載のあるもの）」

個人：「所得税」及び「消費税等」についての未納の税額がないことの証明「その3の2」

<福井市税>

申請書受理日以前3か月以内に発行されたもの（コピー可）を提出してください。

※納付時期等の関係で、既に納付済みの税額が証明書の「納期到来の未納額」に記載されている場合には、該当金額の納付が確認できる書類（領収書、通帳のコピー等）を併せてお持ちください。

法人：直近2年分（令和7年度及び令和6年度分）の納税証明書（課税されている全税目で法人市民税の記載のあるもの）を提出してください。

なお、決算期の都合上、令和7年度分の証明書では法人市民税の納付状況を確認できない場合は、令和6年度及び令和5年度分を提出してください。

※事業年度の途中で福井市内に営業所を開設し、決算期の関係で法人市民税の申告納付をしていない場合は、法人等の設立（設置）申告書の写しを提出してください。

個人：直近2年分（令和7年度及び令和6年度分）の納税証明書（課税されている全税目が記載されているもの）を提出してください。なお、令和7年度分の証明書では納付状況が確認できない場合は、令和6年度及び令和5年度分を提出してください。

【納税証明書発行先】福井市役所 納税課（本館2階）、市民課（本館1階）、
各連絡所及び各サービスセンター

9 対象となる契約等

- （1）小規模修繕業務の対象となる契約は、原則として、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、予定価格が50万円以下のものです。
- （2）本資格審査の申請書を受理された業者は、資格者名簿に登録され、市が小規模修繕業務を発注する際の見積依頼の対象となります。ただし、契約及び見積依頼を約束するものではありません。

- (3) 契約の方法は、原則として、発注担当課が複数の登録業者等に見積書の提出を依頼し、最低価格の見積書を提出した業者と契約することになります。なお、見積書の提出依頼を受けたとき、都合により辞退することは自由ですが、必ず発注担当課に連絡してください。
- (4) 契約を締結することとなった場合は、発注担当課から契約書（請書）の提出を求められることがあります。なお、契約保証金については免除します。
- (5) 登録の目的から、契約した小規模修繕業務について下請負はできません。このため、希望業種は自ら施工できる業種を登録してください。
- (6) 請負代金は、履行完了後に行う検査に合格した後、請求書に基づき支払います。なお、前金払・部分払はしません。
- (7) 契約の履行については、福井市財務会計規則その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行してください。

10 申請事項に変更が生じた場合

資格の登録後に、登録内容の変更が生じた場合は、**変更届**（様式第3号）に次の書類を添付、使用印鑑を押印のうえ速やかに届けてください。添付書類（証明書等）は写しでも結構です。

なお、廃業・休業した場合又は資格の取り下げをする場合も、契約課に届け出てください。

変更事項	添付書類
商号又は名称【法人】	登記事項証明書
本店所在地【法人】	登記事項証明書
営業の拠点の所在地【個人】	営業の拠点の所在地が確認できるもの
代表者の氏名【法人】	登記事項証明書
事業主の氏名【個人】	身分（身元）証明書
代表者役職名【法人】	なし（変更届のみ）
使用印鑑	なし（変更届のみ）
希望業種	法令の規定により官公署等の許認可等を必要とする場合は、それを証明する書類（写し）
電話・FAX番号	なし（変更届のみ）

※振込金融機関を変更される場合は、「債権者登録申出書（市指定様式）」に変更点を記入し提出してください（福井市ホームページ『入札の広場』→「様式ダウンロード」）。

11 不明な点は、下記へお問い合わせください。

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 福井市 財政部 契約課 物品契約係

TEL：20-5277 FAX：20-5734 E-mail：keiyaku@city.fukui.lg.jp

ホームページ「入札の広場」アドレス：<http://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu/index.htm>